

意見募集文書群に関する委員意見

手塚委員のご意見(3/22thu 面談)

●概論

基本的には、提案されている内容に賛成している。

●意見募集案内文

p. 4 (意見募集要項)

- ・ JPNIC の web の検討委員会のページを参照できるようにしておくのは良いアイデアだと考える。

●評価基準案

第 13 条 1 項

- ・ 論理的な基準が設けられるのが良いと思う。
海外の実態を調査して、他国と比較して適切な水準を定められると良いかもしれない。定めた基準の理由付けがあれば良い。
- ・ サーバ設置やデータ格納の場所についての基準は必要ないだろうか。
(昨今、クラウドに関して設置国と、当該国の法制の問題が挙がる)

第 13 条 4 項

- ・ 新 gTLD との関連で何か追加すべきものがないか
(他の TLD 上の名前との類似性などに関して)
新 gTLD との関係は、今後の課題として検討することも考えられる。

●その他

会議日程を早く定めてもらいたい。

藏本委員のご意見 (3/23fri 面談)

●意見募集案内文

p. 1

I2: 脱字: レジスリ->レジストリ

I26: 「移管契約第 13 条に関する評価基準(案)」は、現段階のドラフトでは「移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準(案)」というタイトルになっている。正しいドキュメント名に揃えるべき。

p. 2

1) 「ICANN とそれぞれの国と地域のインターネットコミュニティの管理運営組織と連携する仕組みになっていること」は、助詞「と」が 4 箇所に使われていて、係り受けが分かりにくい。例えば「国と地域」は「国や地域」とするなど、改善されるべき。

2) … 設立され、」までは、JPNIC 設立当初には IP アドレスと JP ドメイン名を扱っていたことが触れられているが、その後「民間主導の管理運営 を行っていること」と現在までのことが連なり、JPNIC があたかも現在も JP ドメイン名の管理運営を行っているかのように読み取れ、改善されるべき。

p. 3

A: 「定めたとおりです」は、当該事項が意見応募者に対して既知であるかのような印象を与えるので、「定めるところによります」、あるいは「決定に従います」などに改めるべきか。

H: 「最終的な」は、「最終的に」などに改めるべきか。

p. 4

o 注意事項第 1 項目:

組織の場合に連絡先・連絡担当者の明記を定めるべき。

●評価基準案

タイトル:

「の各項目」は必要か?

第 13 条 1 項

全体

公平性や中立性などの項目が乏しいとする意見に関して、その傾向は認めるものの、具体的にこれらを評価項目として設定することは難しいと考える。

評価基準は実際に評価を行う有識者評価委員会委員にとって、具体的・客観的な基準が必要、誤解をおそれずに言えば、相当程度は機械的・手続的に判断できる必要がある。

本検討委員会の使命としてこの点は重要。有識者評価委員会委員が、改めて「公平性」「中立性」などの内容について議論するようでは、基準としてスタートできない。

規定なりルールなりは整備と運用の両輪。これまで移管契約 13 条に、その評価基準がなかったところを、これを整備することが 13 条委の使命と考える場合、まがりなりにも一定期間運用してみて、不備があれば再整備するという進め方が妥当と考える。

1-5 「ccNSO」という用語が分からなかった。脚注や用語説明などが必要ではないか。

第 13 条 4 項

4-2 「JP ドメイン名紛争処理方針」の存在と所在を知らないため、その条文を参照することができなかった。リファレンスを追加すべき。

第 13 条 9 項

「契約上財産権」が、そういうひとかたまりの用語があるかのような印象を受けた。読点を挿入すべきではないか。

第 13 条 5, 7, 8, 9 項

「をしているとする証跡を持たないとする」は、正確を期した表現だろうと思うが、硬すぎて分かりづらい。改善できないか。

●人選基準案

はじめに：

「判定するための」だと、「人選基準」に掛かる修飾句であるかのように読み違いやすい。「判定するために設置される」などが適切と考える。

山田委員のご意見 (3/22 メールにて提出)

山田委員のご意見 (3/22 メールにて提出)

(1) 意見募集のアナウンス文案について (ver. 10)

P1: 「JPRS の責任の評価に関する透明性を高めることが望ましいとの結論を得たため」

- 誰から見た透明性かを明確にした方が良いと思う。例えば「JPRS の責任の評価に関してインターネットコミュニティ? から見た透明性を高めることが望ましいとの結論を得たため」等

P4: 「A: 第 13 条検討委員会と有識者評価委員会は JPNIC の機関であり、その責任と権限は JPNIC 理事会が定めたとおりです。」

- 責任と権限を定めた部分が具体的にどこかが明記されていないので分かりにくい対応する本文の章節または、責任と権限を定めた文書の参照先を示した方が良いと思う。

P4: 「B: 「公共性の担保」は、移管契約の第 13 条及び第 14 条に定められた内容を指すものです。」

- この文章以前では第 14 条という文言はも出て来ないことと、この文以降及び評価基準案の中に第 14 条という文言が含まれていないので、ここの第 14 条という文言は唐突に感じる。

P5: 「提出元の組織名と責任者氏名（個人の場合は住所と氏名）を明記したご意見のみを受け付けます」

- 責任者氏名では、組織の責任者名か意見提出責任者かが不明確。意見提出責任者か？

P5: 「連絡先として、メールアドレス・電話番号等の情報を受領します」

- 「連絡先として、意見提出責任者? のメールアドレス・電話番号等の情報を受領します」

その他のコメント :

意見提出者の利便性を考えて、意見募集の文案の中に、移管契約条項へのリンク先を埋め込んでおいた方がよいのでは？

(2) 移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準(案) (ver. 10)

P1:「基準 1-1: 運用実績において所定の停止時間(仮設定: 8 時間/月)を越えていないこと」

- 意見募集をする際に仮のままでするのはあまり好ましくない。また、この数字に至った考え方や何らかの根拠を、注記のような形で参考情報として入れておく方が良いのでは？

P1:「基準 1-2: 運用実績において所定の停止時間(仮設定: 8 時間/年)を越えていないこと」

- 意見募集をする際に仮のままでするのはあまり好ましくない。また、この数字に至った考え方や何らかの根拠を、注記のような形で参考情報として入れておく方が良いのでは？

P1:「基準 1-3: 運用実績において所定の停止時間(仮設定: 8 時間/月)を越えていないこと」

- 意見募集をする際に仮のままでするのはあまり好ましくない。また、この数字に至った考え方や何らかの根拠を、注記のような形で参考情報として入れておく方が良いのでは？

P1:「項目 1-4: DNS に関して「JPRS が知り得た情報で重要と判断したもの(別途定義する)」を情報発信すること」

- (別途定義する)に関する情報が明示されていないので、分かりにくい。

P4:「2012 年 XX 月に至るまでポリシーの改定はおこなわれていないため」

- XX を正確に明記

(3) 有識者評価委員会委員に関する人選基準(案) (ver. 7)

特にコメントはありません。

森委員のご意見その 1 (2/22wed・13 条 1 項に関してワードファイルで提出)

第 13 条 1 項の項目に関する意見

【意見の趣旨】

第 13 条 1 項における現在の項目案は、細かすぎるように感じられます。第 13 条 1 項の規定が、「公共性の認識」「日本のインターネットコミュニティの健全な発展」等であることからすれば、これに相応した粒度の項目を掲げるべきではないでしょうか。たとえば、手塚委員のご提案である「公平性・中立性に関する項目を追加すべき」というのは、大項目としてそのような項目を盛り込むべきであるというものです。また、現在の項目案である、サーバの停止時間などは、大項目であるところの「サービスの安定的・継続的な提供」のようなものの中の小項目として位置づけられます。

このような観点から、まずは大項目として、(1)財務基盤の健全性、(2)サービスの安定的・継続的な提供、(3)中立・公正な事業運営の確保(桑子委員長および手塚委員のご意見)、(4)適切な情報収集および(5)適切な情報公開-事業運営の透明性の 5 つを掲げ、その下の小項目として、個別の項目を策定する方法をご提案したいと思います。なお、下記において「基準」として記載したものは、イメージをお持ちいただくための具体例であり、十分な検討を経たものではありません。

【修正案】

(1)財務基盤の健全性

項目①：単年度収支・中長期の収支見通しの健全性

項目②：利益処分の健全性（過剰な投資・配当となっていないか）

(2)サービスの安定的・継続的な提供

項目①：レジストリデータベースの所要時間が所定の範囲内か（現在の 1-1）

項目②：JPDNS の停止時間が所定の範囲内か（現在の 1-2）

項目③：Whois の停止時間が所定の範囲内か（現在の 1-3）

項目④：運用実績において所定の停止時間を超えていないか（現在の 1-4）

(3)中立・公正な事業運営

項目①：役員等の関連当事者との取引がある場合の公正な取引の確保（桑子委員長のご意見）

基準 : 関連当事者との取引について公正を確保する手続きがあるか
: 手続きの内容は適正か。

項目② : 顧客間で差別的な料金・提供条件を設定していないか (桑子委員長のご意見)

基準 : 差別的取扱いを禁じる内規はあるか。

基準 : 内規は周知・執行されているか。

項目③ : ccTLD の提供 (独占事業) にあたって不当な条件を付していないか

基準 : 不当な金銭的利益、サービスの提供を強要していないか

基準 : 実質的支配 (役員を選任など) を強要していないか

項目④ : 他事業を不当に廉価で提供し、競争事業者の事業活動を困難にしていないか。(桑子委員長のご意見)

基準 : ccTLD 業務との間に適切なファイアウォールを設けているか (人・モノ・カネ・情報の切り分けができていますか)

項目⑤ : 競争事業者の顧客を (ccTLD の提供拒否などによって) 自己と取引するよう事実上強要していないか

(4) 適切な情報収集

項目① : ICANN ミーティングへ参加すること (現在の 1-5)

(5) 適切な情報公開-事業運営の透明性

項目① : DNS に関して「JPRS が知り得た情報で重要と判断したもの」を情報発信すること (現在の 1-4)

項目② : 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の公開

項目③ : 関連当事者等との取引の公開

項目④ : ガバナンスに関する事項 (意思決定のルール、会社法内部統制) の公開

以上

森委員のご意見その 2 (5/8wed・ワードファイルで提出)

4 月 25 日付意見募集のアナウンス文案につきまして

2012 年 5 月 8 日

森 亮 二

1. 「有識者評価委員会」の職責・役割がどのようなものであるかについて、説明すべきです。その説明がないと、人選基準(案)の適否を判断することができません。
2. 「有識者評価委員会」の名称は、移管契約第 13 条検討委員会や本件に関する理事会で従前用いられていた「第三者評価委員会」に戻すべきです。なぜならばその設置が目指すところは、アナウンス文案の標題にあるように「JPNIC の評価の客観性向上」であり、同委員会の役割は、JPNIC による JPRS に対する評価行為の適否を客観的な立場（第三者的な立場）で評価することであるからです。
3. 「■留意事項 C」において第 13 条 3 項を落としていることには反対です。第 13 条 3 項は、JPRS が移管業務の公共性を担保するため、第 14 条に定める手続きに従うことを定めており、公共性の担保に関して重要な意義を有する条項です。
4. 3. との関係で、移管契約第 13 条評価基準案については、第 5 回の資料 3-3 として提出した追加提案を維持します。移管契約第 13 条 3 項は、第 14 条に定める各手続きの履践を規定しており、同条所定の各手続きが適切に行われたかどうかは、重要な評価基準であると考えます。

以上